

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2023/No.2

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 労働保険年度更新手続きが始まります。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一般有期事業を含む)

31759 石神健康検査施設 一般拠出金

標準字体 0123456789

32701

提出用

令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

④保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑤前期一般拠出金 ⑥確定保険料・一般拠出金額(④×⑤)

今年も労働保険年度更新手続きの時期がやってまいりました。

6月になると左のような書類が各事業所(事務組合委託事業所は除く)に送付されてはいたしませんか。

面倒な手続きは…

「office TOKEN」

にお任せください。

年度更新って???

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっていて、その額は労働者に支払われる給与の総額から算定することになっております。年度ごとに概算で保険料(概算保険料)を納付し、年度末(3月)に給与総額が確定したあとに精算(確定保険料)する方法をとっております。

前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが「年度更新」の手続きです。

令和5年度は6月1日(木)から7月10日(月)までの申告・納付になります。

◆令和5年度の変更点

令和4年度の雇用保険率が年度の途中で変更(※)になったため、令和4年度確定保険料の算定において、一元適用事業および二元適用事業(雇用保険)の場合は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期(令和4年4月1日～同年9月30日)と後期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)に分けて算出する必要があります。

これに伴い、令和5年度の年度更新について、年度更新申告書と確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式が変更されているので注意が必要です。

※前期の料率 一般事業 9.5/1000 建設事業 12.5/1000

後期の料率 一般事業 13.5/1000 建設事業 16.5/1000

◆保険料の算定に注意してください(雇用保険)

《例えば…》

一般事業の会社で年間通じて支払った総賃金額: 10,000,000 円

⇒内、前期に支払った分: 4,452,800 円 後期に支払った分: 5,547,200 円 の場合

・前期分 - 4,452,000 (1,000 円未満切り捨て) × 9.5/1000 = 42,294 円

・後期分 - 5,547,000 (1,000 円未満切り捨て) × 13.5/1000 = 74,885.5 円 (1 円未満切り捨てません)

合計 42,294 + 74,884.5 = 117,178.5 (合計金額で 1 円未満を切り捨てます)

◆保険料の算定に注意してください(労災保険)

令和4年度の労災保険料率は1年を通じて変更はないものの雇用保険と合わせ、**前期と後期に分けての計算が必要になります。**

《例えば…》

印刷・製本業(労災保険料率 3.5/1000)の会社で年間通じて支払った総賃金額: 10,000,000 円

⇒内、前期に支払った分: 4,452,800 円 後期に支払った分: 5,547,200 円 の場合

・前期分—4,452,000(1,000 円未満切り捨て) × 3.5/1000 = 15,582 円

・後期分—5,547,000(1,000 円未満切り捨て) × 3.5/1000 = **19,414.5 円(1 円未満切り捨てません)**

合計 15,582 + **19,414.5 + 0.5(※) = 34,997 円** (※雇用保険の計算で最後に切り捨てた 0.5 円をプラスします)

② 社会保険の算定基礎届が始まります。

労働保険と同様に社会保険の算定基礎届の手続きも始まります。

6月の中旬になると左のような書類が各事業所に送付されます。

面倒な手続きは・・・

「office TOKEN」

にお任せください。

◆ 算定基礎届って???

毎年7月1日現在の被保険者を対象に、4月、5月、6月に支払われた報酬(基本給のほか、家族手当・通勤手当・住宅手当・残業手当などの手当も含まれます)を届け出ることにより、9月からの標準報酬月額を決めるための届出です。決定された標準報酬月額は、9月分からの「保険料」、「保険給付」、「年金額」の計算の基礎となります。

令和5年度は7月1日(土)から7月10日(月)までの提出になります。

③ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけを「5類感染症」に引き下げ、マスクの着用や外出自粛の要請は季節性インフルエンザと同様に、企業や個人に委ねられることになりました。

そのうえで、厚生労働省は以下、「新型コロナウイルス 療養に関する Q&A」を公表しております。

◆他の人にうつすリスクってどのくらいあるの???

一般的に**コロナ発症2日前から発症後7~10日間はウイルスを排出**しているといわれています(症状軽快後もウイルスを排出しているといわれています)。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。

特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

◆感染症にかかったらどのくらいの期間、外出を控えればいいのか???

外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目^{※1}として5日間は外出を控え^{※2}、かつ、

・熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ること**が推奨**されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
※2 こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

学校への出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
学校保健安全法施行規則(文科省所管)

※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」として示しています。



周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※乳幼児のマスクの着用については、2歳未満には要めておらず、2歳以上についても求めていません。